

環境審議会資料
平成29年6月5日
環境総務課

秋田市環境基本計画の見直し（素案）について

標記計画について、計画期間が平成23年度から32年度までの10年間となっているが、秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」の策定や各関連計画の見直しがあったことなどから、新たな基本目標の設定や数値目標などの見直しを行おうとするものである。

1 本計画の役割等

秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」を環境面から補完するとともに、環境の保全と創造に関する長期的な目標目標と施策の方向を示し、環境基本条例第3条に掲げられた基本理念と環境都市あきた宣言の理念の具体化に向けて中心的役割を担うものとして、同条例第8条の規定に基づき策定しているものです。

2 見直しの視点

(1) 本市を取り巻く環境や社会情勢の変化への対応

- ・秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」（平成28年3月改定）
- ・秋田市地球温暖化対策実行計画（平成28年3月改定）
- ・秋田市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月改定）
- ・温暖化に伴う国際的な温室効果ガス排出抑制の動き（COP21など）
- ・第3次循環社会形成推進基本計画の策定（平成25年5月31日閣議決定）
- ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行（平成23年6月15日公布、平成24年10月1日施行）
- ・生物多様性国家戦略の策定（平成24年9月28日閣議決定）
- ・第4次環境基本計画の策定（平成24年4月27日閣議決定）
等との整合性を図る。

(2) 重点を明確にした計画

- ・現行計画との継続性も重視しながら、対象とする環境の範囲を再整理した上で、重点を明確にした、より実効性の高い計画とする。

3 主な見直し点

(1) 計画の対象とする期間

【現行】平成23年度～32年度 → 【改定後】平成30年度～39年度

(2) 計画のめざすもの

ア 望ましい環境像

秋田市総合計画や秋田市環境基本条例の基本理念および環境都市あきた宣言の理念を踏まえ、引き続き「人にも地球にもやさしいあきた」とする。

イ 基本目標

【改定後】

環境都市あきた宣言の理念に基づき、 環境立市あきたの確立に向けた基本目標 を設定

- ① 恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現
- ② ごみの発生抑制と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現
- ③ 穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現
- ④ あきたの緑や生きものに囲まれ、自然と共に生活することで豊かな心を育む、自然と調和した暮らしの実現
- ⑤ あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現

【現 行】

環境都市あきた宣言の理念を基 本目標として設定

- ① 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかな暮らしを守ります
- ② 多様な自然をとらとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます
- ③ 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします
- ④ 世代や地域を越えてともに語り、環（わ）となって取り組みます
- ⑤ 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します

(3) 施策の方向（資料2参照）

望ましい環境像、新たな基本目標および環境目標のもとで、施策の方向を再整理する。

(4) 数値目標（資料2参照）

これまでの達成状況や上位計画・関連計画で設定している目標値を踏まえ、期間の中途（平成32年度等）・最終年度（平成39年度）に目指す目標値を設定する。

4 今後のスケジュール

6月	建設委員会でパブリックコメント前の素案説明
7月中	パブリックコメント実施
8月	秋田市環境審議会で答申（案）説明 答申（案）起案（会長決裁） 市長に対し会長名で答申 新しい基本計画の確定（市長決裁）
9月	建設委員会で新基本計画報告
10月	改定完了